

ハードオフ エコスタジアム新潟グラウンド利用調整要領（令和7年度）

1. 目的

ハードオフ エコスタジアム新潟は、大規模な公の施設としてプロ野球等の大規模イベントを開催することで地域経済へ大きな波及効果を発揮し、県民へ感動を与える効果を有することができる施設である一方、全国大会やその予選大会等の大会利用、大会以外の一般の県民の方々にも広く利用できる機会を提供することで、新潟県の野球文化を高めることが期待される新潟県民一人一人の財産です。

本規程は県立の大規模施設として、大規模大会等を優先しつつ、広く県民の方々に利用の機会を提供するための利用調整を、適切かつ円滑・効果的に進めることを目的とし指定管理者が定めるものです。

なお、利用調整に当たっては、デンカビッグスワンスタジアムとも連携を図り、スポーツ公園全体で円滑な利用が図れるよう配慮するものとします。

2. 利用調整対象

利用調整の対象とする大会やイベントは以下のとおりとし、(1)、(2)と上位を優先とします。

(1) 大規模大会等

- 日本野球機構に所属する球団の1軍または2軍公式戦、オープン戦
- 開催が確実でコンサート等1万人以上の集客が見込めるイベント

(2) 中規模大会（野球、ソフトボール）

- 全国大会本大会
- 全国大会に直結する新潟県予選
- 地区大会（北信越、中部、関東、東北等）の新潟県開催及び新潟県代表を決める大会
- ナショナルチームによる練習およびイベント

(3) 小規模大会（野球、ソフトボール等）

- 上越、中越、下越地域等の地区大会
- 市町村単位の大会
- 団体、企業等の大会
- 上記以外の大会、イベント、(〇〇地区大会、学校行事、大会開会式等)

(4) グラウンドを利用しないイベント

- 屋内練習場を利用した野球教室、講習会、展示会

※大会の内容等により大規模大会とする場合があります。

※ビッグスワンスタジアムなどスポーツ公園内において大規模大会等が開催される場合は、駐車場の確保などを考慮して全体調整し、スポーツ公園全体の指定管理者として決定することがあります。

※公序良俗に反するもの、反社会勢力と想定される個人、団体による大会・イベントは受け付けません。

※過去に開催実績のない大会・イベントは審査の上、大会規模を決定します。

3. 利用調整のながれ

(1) 事前受付

- 公募期間 令和6年10月1日(火)～令和6年10月15日(火)
- 告知方法 ハードオフ エコスタジアム新潟ホームページ
- 必要書類 ① 「大会・イベント等事前受付申請書」
② 大会等の概要が分かる計画書あるいは要綱等

(2) 日程調整

- 調整期間 令和6年11月上旬～令和7年1月中旬
- 調整方法 前記2で定めた優先順位と上記計画書等を審査・勘案の上、利用調整を図り野球場管理所長が利用調整(案)を決定する。

(3) 最終調整及び内定

- 期日 令和7年1月下旬～令和7年2月上旬
- 調整方法 「利用調整会議」を開催し利用調整(案)を確認し内定する。
- 調整結果 令和7年2月中旬を目途に「内定通知書」を申請者へ送付する。

(4) その他大会・イベント利用

- 公募期間 事前受付分の最終調整終了後より、随時受付
- 告知方法 エコスタHPにて随時受付の旨を案内
- 調整方法 ① 概要を添付の上、開催希望日を申請
② 内容を精査し、調整・決定

※ただし一般利用(通常利用)同等の内容と判断した場合は、調整を行わず、一般利用(通常利用)としての申請で受付をします。

4. 正式申し込み及び本決定

利用予定日の30日前までに「有料公園施設使用許可申請書」を提出して下さい。

当該申請書の提出を正式申込みとし、「有料公園施設使用許可書」の交付をもって、本決定とします。なお、許可書を交付した後であっても、下記禁止事項に該当する場合は、使用の決定を無効とする場合があります。

(新潟県都市公園条例 第8条)

5. 禁止事項等

申請者は以下の点に注意し申請を行ってください。

(1) 権利譲渡の禁止

申請ならびに調整は、開催を希望する大会・イベントについて行うものであり、主催団体の利用を確保するものではありません。申請を行った団体以外への球場利用権利の「譲渡・転貸」は認め

ません。

(2) 事前受付申請書等の内容と異なる利用の禁止

事前受付申請書等と実際の利用内容が大幅に異なる大会・イベントは認めません。

(3) キャンセル

「有料公園施設使用許可書」を交付した後は、原則としてキャンセルは認めません。

6. その他

(1) 予備日

予備日は全国大会等上位の大会に繋がる大会で最小限の日数を認めます。

(2) 権利の消失等

利用予定月の30日前までに「有料公園施設使用許可申請書」を提出されない場合はキャンセルとみなし、権利を無効とします。

(3) 一般利用への配慮

野球場の一般利用者への門戸を開くため、野球場管理所長は4月～11月の各月で土曜日、日曜日、祝日の利用日を確保するよう努めることとします。

(4) ネーミングライツスポンサーの使用

ネーミングライツスポンサーに付与された野球場使用に関する権利行使に、可能な限り配慮するものとします。

(5) 照明設備の改修

令和7年10月以降、照明設備の改修（LED化）が予定されています。そのため、照明の利用ができなくなりますので、ご理解願います。

(6) その他

この要領に定めのない事項は、野球場管理所長が決定します。